

○内閣府告示第二十八号

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第五十八条第四号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件を

廃止する告示

子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件（令和

二年内閣府告示第十八号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。